



ほつとするね  
緑の府中

# 指導室 だより

第 88 号

編集・発行 府中市教育委員会教育部指導室

〒183-8703 府中市宮西町2-24

電話 042-335-4063



草食系

## 教育随想 II

# 「生きる力」って何だろう？

府中市教育委員会

教育長 糸満 純一郎

改正教育基本法を踏まえた新学習指導要領が、小学校は本年度から、中学校は来年度から完全実施となる。その中で、子供たちの「生きる力」をより一層はぐくむことが理念として掲げられている。この「生きる力」とは何かは難しいテーマだが、新学習指導要領では、概略『基礎的な知識・技能を習得し、自ら考え、判断し、様々な問題を積極的に解決する力を育成する他、豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力を増進することなど、知・徳・体をバランスよく育てること』が示されている。最近、草食系の若者が増えていると言われるが、これは何事にも消極的で逞しさが不足している若者を揶揄する表現かと思う。そんな現状を改善するために、どうしたら良いかを具体的に考えてみたい。

**自主トレーニング**  
昨今子供たちの体力の低下が

大きな課題となっているが、本市も残念ながら例外ではない。先に福井県がトップを独占して話題となった、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、東京都は全国四十七道府県中四十番台と、下から数えた方が早い状況である。そんな東京都の中にあって、本市は都の平均点を上回る種目は幾つかあるが、総合すると平均以下の数値となっている。そこで、本市では、関係者による体力向上委員会を立ち上げて、抜本的な解決策について検討をしているところである。体力向上のためには、集団の中で、無理のない範囲で、楽しみながら体を動かすことが理想だと思っている。その一方で、この際、相手がいなくても家庭において自分一人でもできるトレーニングとして、柔軟体操となわ跳びを推奨したい。身体

の柔軟性を保ち足腰を鍛えることは、野球やサッカーをはじめ、あらゆるスポーツにおける基礎体力づくりに役立つと思う。また、スポーツを特にはしてい

ない子でも、柔軟体操となわ跳びに取り組むことは、自己の健康と今後の成長にとって、決して無益なことではないと思う。もちろん、我流は好ましくない

ので、できれば、はじめは大人の指導を受けることが望ましい。いずれにしても「家庭で、一人でもできる」ところがミソである。

### 学業の基礎は日本語

### 「生きる力」を鍛えよう

学校現場における新学習指導要領に基づいた教育活動の充実は当然の前提として、家庭での「生きる力」の基礎体力づくりとして、ここに、柔軟体操、なわ跳び、読書、日記を提案した次第である。それぞれの家庭において、ぜひ子供たちに奨めていただきたいと思う。「生きる力」とは、ただ単に私たちが一個の生物として生きて行くための能力を意味するだけではない。一人の社会人として、社会生活を営み、社会に貢献する能力であり、一人の国民として、国を支え、伝統文化を次代に伝承して行く能力でもある。それらを総合した人間としての生命力が「生きる力」だと思うのである。さあ、今日から、そのための基礎体力づくりを始めよう。

次に、確かな学力確立のための基礎体力づくりだが、それには読書と日記を奨めたい。読書は、体力向上のための柔軟体操に該当するし、日記を書くことは、なわ跳びに位置付けられると思う。この、読書と日記が定着すれば、学業の基礎である言語能力が著しく向上すると確信している。私たちは、思索をするときに、頭の中で日本語という言語を用いて思いを巡らせている。この言語能力を向上させるとまとめることができるし、ほかの人に自分の思いを正確に伝えることができる。文章が上手な子供は、話も上手だといわれる所以である。全ての教科の基礎は日本語であると言っても過言ではないだろう。若い人の活字離れが言われて久しいが、言語能力は、人が社会生活を営んで行く上でも、なくてはならない能力である。その能力の向上を図る上で、読書と日記は大いに効果があると考えている。

府中市教育委員会研究協力校研究発表報告

自ら学び考える子供の育成

— 活用力の育成を通して —

府中市立矢崎小学校

研究主任 渡部 きよ子

研究主題設定

本校の児童は、学習への興味・関心が高く、体験的な活動を好んで行う。しかし、自ら進んで考え、行動する力は十分ではない。そこで、知識を定着させ、

を図り、指導の充実に心掛けた。また、授業改善推進プランの作成・活用を図り、全教員の授業研究を通して研さんを積んだ。

②基礎学力の定着

既習事項を組み合わせて考える力や考えたことを表現する力を高めたいと考えた。そのため、「活用力の育成を通して」をテーマに、算数科を研究教科として取り組んだ。既習事項を活用して考えさせ、考えたことを表現させる。そして、学習したことを活用して、新しい課題解決ができるようにしたいと考えた。

③問題解決的な学習活動の推進

学習のプロセスを「つかむ」↓「調べる」↓「深める」↓「広げる」として、自ら見通しをもって課題を解決できるようにした。課題解決方法について「ハワイ缶」の観点の「はやい」「わかりやすい」「いつでもできる」「かんたん」の観点で、児童が互いの考え方を相互評価し合った。そのことで、学びのよさを次の学習に活かすことができ

研究の進め方

①教育課題と評価の改善

新学習指導要領の趣旨を生かし、指導計画・評価計画の改善

きた。「わくわく算数」と称して廊下に問題を掲示し、日常的に楽しく考えられるようにした。

④表現力の育成

表現力を育てるために、ノートやワークシートの書き方モデルを課題↓考え方↓まとめとした。学習したことにより、更に思考を深め新たな課題解決に役立てようと考えた。

研究の実践

低・中・高の3つの分科会に分かれて研究を進めた。

一年「たしざん(2)」では、ドラポケのヒントカードを活用して課題解決し、いつでも正しく計算できる方法を話し合った。

二年「かけ算(1)」では、かけ算の意味について学習したことを活用して、問題づくりを



2年「かけ算(1)」

行った。また、日常生活の中でかけ算が活用される場面についても話し合った。

三年「あまりのあるわり算」では、絵やアレイ図を使って解決の仕方を考えて説明し、分かりやすい説明の仕方について、「ハワイ缶」の観点に基づいて相互評価した。

四年「2けたでわるわり算」では、わり算の性質を使って解く方法や10枚の束で考える方法や絵をかいて分ける方法を考えた。「ハワイ缶」の観点で考えのよさについて話し合った。

五年「単位量当たりの大きさ」では、ノートの書き方モデルを活用して、積極的に問題解決に取り組む考えを表現した。

六年「比」では、等しい比の性質を利用して問題解決を行った。また、「ハワイ缶」の観点整理をして、児童が考え方のよさを検討しやすようにした。

研究の成果

①新学習指導要領を基に指導計画・評価計画の改善を図ったり、授業改善推進プランを作成・活用したりしたことによって、指導の充実につながった。

②ドラポケやヒントカードにより、既習事項を活用しやすくなったことで、基礎学力の定着を図

ることができた。そして、新たな課題に積極的に取り組むことができた。

③学習のプロセスが定着したことで、見通しをもって課題を解決できるようになった。「ハワイ缶」の活用で、観点が明確になり、児童の相互評価や課題解決の方法の話し合いが深まった。

④課題解決の際、ワークシートやノートに書くことによって自分の考えを深めることができた。

研究の課題

①ノートやワークシートの記録を充実させて、既習事項を更に活用させたい。  
②「ハワイ缶」の観点整理をして考えの価値付けを明確にしていきたい。



4年「2けたでわるわり算」

特別支援相談室①「就学相談」

平成 22 年度の活動を振り返って

就学相談員 吉瀬 正則

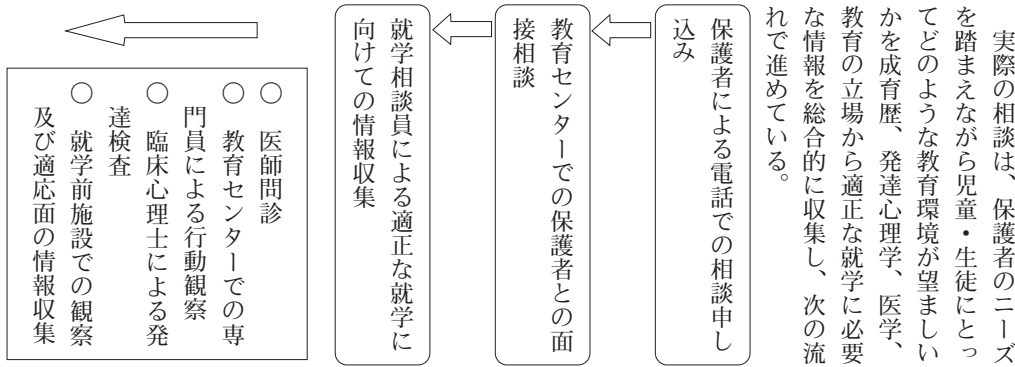
1 はじめに

就学相談は、児童・生徒一人一人のライフステージを見通し、社会の一員として自立していくための第一歩をどのような教育環境で迎えたらよいか、保護者の願いを聞いて、受け止めることから始まる。電話で相談を申し込まれる保護者の方は、これまでの子育ての中で様々な悩みを抱えている。また、周囲からの理解がなかなか得られずに一人で悩んでいるケースも多い。実際の相談を進めるに当たっては、児童・生徒の立場に立ち、将来を見ずして一人一人の成長に望ましい教育的ニーズは何かという視点から教育的の可能性を信じ、個々のニーズに応じ情報を提供しながら各種の相談を行っている。

2 就学・転学・入級相談の手順

① 就学相談

翌年度学齢に達する児童及び小学校六年生に在籍し中学進学を控えた児童を対象にしている。特別支援教育への移行が始まってから4年目を迎えるが、年々、相談が多岐にわたり件数も増加傾向にある。実際の相談は、保護者のニーズを踏まえながら児童・生徒にとってどのような教育環境が望ましいかを成育歴、発達心理学、医学、教育の立場から適正な就学に必要な情報を総合的に収集し、次の流れで進めている。



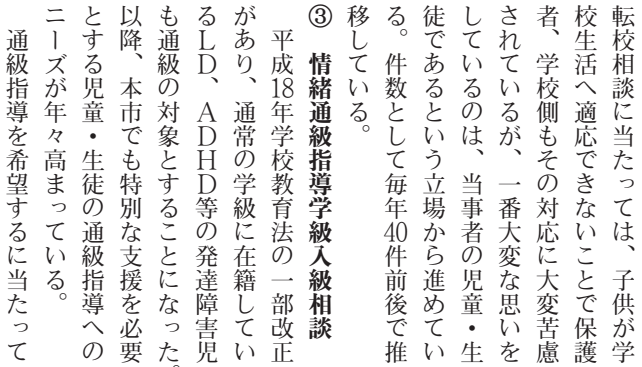
就学指導協議会での専門委員による望ましい就学先についての検討

保護者との面談・就学先の確認

教育委員会より就学通知の発送

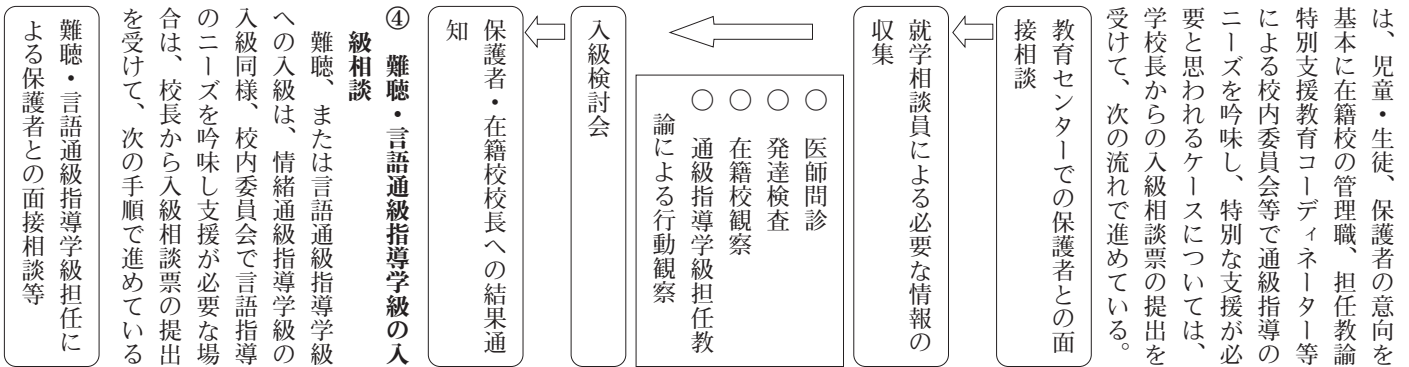
② 転学相談

転学相談は、小学校、中学校に入学後、いろいろな事情により在籍する学校や学級などの変更を希望する児童・生徒を対象に就学相談と同様な手順で行っている。全体の約8割が通常の学級から特別支援学級への転校で占めている。転校相談に当たっては、子供が学校生活へ適応できないことで保護者、学校側もその対応に大変苦慮されているが、一番大変な思いをしているのは、当事者の児童・生徒であるという立場から進めている。件数として毎年40件前後で推移している。



③ 情緒通級指導学級入級相談

平成18年学校教育法の一部改正があり、通常の学級に在籍しているLD、ADHD等の発達障害児も通級の対象とすることになった。以降、本市でも特別な支援を必要とする児童・生徒の通級指導へのニーズが年々高まっている。通級指導を希望するに当たって



3 おわりに

昨年11月に出された「東京都特別支援教育第三次実施計画」の中に障害のある児童・生徒数の将来推計として、平成32年度まで児童・生徒が更に増加すると示されている。特に、知的障害及び情緒障害等の児童・生徒数増が顕著で、次のようになっている。

- 特別支援学校児童・生徒数  
平成21年度 (6983人)  
↓平成32年度 (9490人)
- 特別支援学級児童・生徒数  
平成21年度 (7140人)  
↓平成32年度 (8942人)
- 情緒通級学級児童・生徒数  
平成21年度 (4647人)  
↓平成32年度 (8804人)

今後、本市も特別支援教育に期待する児童・生徒の増加に伴い、相談には多種多様なニーズが寄せられることが予想される。今後とも社会の変化に対応し、児童・生徒の立場から保護者の理解と納得を得る就学相談に努めたい。



特別支援相談室② 「巡回相談」  
**平成22年度の活動を振り返って**  
 巡回相談員  
**池田 麻衣子**

主訴分類別件数 (H23. 2. 28現在)

	主訴分類	件数
1	発達障害に関する内容	2,192件 (44.3%)
2	性格・行動	903件 (18.2%)
3	不登校・登校しぶり	375件 (7.6%)
4	情緒不安定	357件 (7.2%)
5	学習・進学	244件 (4.9%)
6	その他	880件 (17.8%)
	合計	4,951件 (100%)

◆はじめに

特別支援教育の充実を目的に始まった巡回相談も、昨年度で5年目を迎えた。この5年間で児童のニーズに合った支援を目指した校内体制づくりも各校で徐々に進んできた。巡回相談の活動については、各校の方針に合わせて、様々な形・内容で対応している。

◆昨年度の活動について

22年度の主な相談件数は表のとおりである。巡回相談では発達に関する内容だけではなく、不登校や情緒不安定など、心理的な問題が大きく影響している問題についても対応している。ここでは、昨年度の活動につ

いて紹介していく。

① 授業観察

保護者や教師からの依頼により、児童の様子を観察した。教室での一斉授業の観察のほかにも、児童が抱える課題や特徴がより出やすいと考えられる場面に観察を設定する場合もある。

特に、発達に課題のある児童は学習面だけではなく、対人コミュニケーション面でのつまずきも顕著に見られることが多い。そのため、休み時間やグループ学習の時間等、他者とのやり取りが増える場面に観察に入ることもある。

年度末には、次年度への引き継ぎに向けて、児童の成長と課題の整理・確認のために担任の

教師からの観察の依頼が増えた。教師が気になっている児童について、授業観察の様子や、教師の日ごろのかかわりから見える児童の課題等を情報交換しながら、児童の特徴の整理をしたり、かかわりの手だてについて検討したりした。

巡回相談では、対象児童についてだけではなく、その保護者との連携の取り方についての相談にも対応している。保護者に児童の様子を分かりやすく伝えるためのコツや、保護者の思いに寄り添いながら支援を考えていくポイントなど、普段相談員が心理面で配慮している点を伝えて、保護者と連携を取る際の参考にしてもらった。

③ 保護者相談

保護者相談の設定については、担任の教師から相談を勧めてもらう場合と、保護者自らの希望による場合がある。「発達障害」や「特別支援教育」という言葉がメディアで取り上げられる機会が増え、比較的馴染みのある言葉となってきたためか、保護者自身が問題意識をもって相談に来るケースが増えている。相談内容によっては、教育相談や就学相談、医療機関、子育て支援センターなど、他機関へつな

がた。また、保護者の了解のもと、校内での指導に活かしてもらうために、相談の内容を教師に伝えることもあった。家庭と学校の両方で、共通認識を持ち、児童が安心して日々の生活が送れるよう安定した支援を整えることを目指した。

④ 校内委員会への参加  
 校内委員会や児童理解全体会などに参加した。特別な支援を必要とする児童についての理解を教師とともに深めたり、心理の立場から見立てや手だてについて伝えたりすることができた。

⑤ その他の活動

他機関との連携や個別指導計画の作成、巡回指導対象児童の選定など、巡回相談の活動は学校内外、多岐に渡る。そんな巡回相談の存在・活動をより多くの方々知ってもらうために、保護者向けには案内プリントや学校だよりで紹介文を掲載してもらっている。

また、教師向けには『ほっと通信』(年4回発行)を作成し配布している。『ほっと通信』では、学校での日ごろの指導で活かしてもらえよう、発達障害についての解説や支援方法に関する内容を中心にまとめている。昨年度の『ほっと通信』に掲載した記事の一部を紹介する。  
 ・学級で取り入れやすい特別支

援教育関連のグッズ紹介  
 ・校内委員会の活用について  
 ・さいわあど(特別支援教育関連用語の解説)  
 ・府中くんのほっとできた支援

『府中くんのほっとできた支援』では、児童の課題に合わせた支援の手だてを解説付きの四コマ漫画で紹介している。実際『府中くん』と同じようなケースの児童の対応に活用してくれた教師もおり、好評であった。

◆おわりに

先日、体育の持久走の場面の授業観察に入った。その際、運動が苦手でなかなか思うように走れず、気持ちがくじけそうになっている児童がいた。担任の教師はその児童に「そうそう、頑張れ。あとちょっと」と声掛けをしながら並走していた。児童は最後まで走りぬくことができた。ゴール後の児童の笑顔から、苦しさの中にも達成できた充実感が伝わってきた。

その二人の姿と、児童や教師保護者の悩みや苦しさに寄り添い、時には共に迷い、時には励ましながら活動を続けてきた巡回相談のあり方と重なって見えた。今年度も児童や保護者、教師と歩調を合わせながら、皆が少しでも笑顔で前に進めるようにサポートしていきたい。

平成23年度 府中市教育委員会の教育目標

府中市教育委員会は、人間尊重の精神を基調とし、家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとに、子どもたちの安全を確保し、生涯にわたって心身ともに健康で、知性と感性に富み、誇りをもてるふるさと府中を創り、世界に活躍する府中っ子を育てる教育を推進する。

また、府中市の歴史・文化・伝統を学び、継承・発展させるとともに、生涯にわたって主体的な学びの機会を保障して、その学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指す。

そのために、学校教育と生涯学習の強力な連携を図り、府中市の教育ビジョンである、「府中市学校教育プラン21」及び「第2次府中市生涯学習推進計画」等を推進する。

◆府中市教育委員会の基本方針

府中市教育委員会は、「教育目標」を実現するため、次の「基本方針」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

基本方針 1 人権尊重の教育の推進

すべての子どもや大人が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、教育活動全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、一人一人がかけがえない人間として尊重されるよう人権尊重の教育を推進する。

(1) 人権尊重の理念のもとに、すべての市民が学校教育や社会教育などを通じて、様々な人権課題への理解と認識を深め、相互に支え合う社会の実現を目指す教育を推進する。

(2) 社会生活の基本的なルールを身に付け、法及び社会のルールを遵守することで、思いやりの心や他者の人権を尊重する態度を育てる教育を推進する。

(3) すべての教育活動を通じて「命の大切さ」と思いやりや「自由と規律」など、豊かな人間性を培う道徳教育の一層の充実を図る。また、郷土府中の歴史と文化に根ざした道徳資料集などの活用を図り、道徳の時間を充実させるとともに、道徳

授業地区公開講座を開催し、授業を積極的に地域に公開するなど、家庭や地域とより一層の連携を進めながら「心の教育」の充実を図る。

基本方針 2 豊かな個性と創造力を 伸長する教育の推進

社会の変化に主体的に対応して成長できるよう、基礎的・基本的な学力の定着と自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質・能力の育成を重視して、個性を生かし創造力を伸ばし、生きる力を大きく伸ばす教育を推進する。

(1) 個性を重視した多様な特色ある教育を推進するため、各学校が創意ある教育課程を編成し、組織的・計画的に教育活動を進めるとともに、特色ある学校づくりに努める。

(2) 知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語の果たす役割を重視し、各教科等の指導において言語活動の充実を図る。

(3) 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、「授業改善推進プラン」に基づく「確かな学力」向上のために指導方法を工夫するとともに、児童・生徒の特性や進路希望の多様化などに対応するため、ティームティーチングや少人数指導を拡充するとともに、理科教育の充実を図るなど、個に応じた教育を推進する。

(4) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視するなど、教育内容や方法の改善に努め、一人一人の個性や能力を生かして、自己の確立を目指す指導の充実を図る。

(5) 教科横断的な指導の工夫や体験的な活動の充実により、望ましい勤労観・職業観を大きく、児童・生徒が自己理解を深め、将来の生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するなどのキャリア教育を推進する。

(6) 障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性などを十分に伸ばして成長・発達していくために、校内委員会を充実

させるとともに、個々の教育ニーズに応じた交流及び共同学習を推進するなど、特別支援教育の充実を図る。

(7) 郷土の歴史や文化を学び、我が国や郷土に対する愛着や誇りを大きくむととも、世界の人々や文化にふれる機会の充実を図る。

(8) 豊かな想像力、創作力を大きくむための情操教育の充実を図る。

(9) 児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるためにICT(情報通信技術)を活用した授業改善を推進する。

(10) 小学校で導入される外国語活動については、これまで継続的に取り組んできた、積極的なコミュニケーションを通じて、言語や文化について体験的な理解を深めるとともに、中学校における外国語の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養うように努める。

(11) 幼稚園、小学校及び中学校の連携を図った教育の充実を図る。特に小・中学校については、より円滑な接続と一貫した指導の充実に取り組み。

基本方針 3 健全育成の推進と社会貢献の精神の育成

家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとに、子どもたちの心身の調和的発達を促すとともに、社会の一員としての自覚を高め、社会に貢献しようとする精神の育成を図る。

(1) 権利と義務を重んじ、思いやりの心や規範意識が実際の行動につながるよう、セーフティ教室の開催などを通じて、問題行動を防止し犯罪から身を守る教育の充実を図る。

(2) 家庭や地域社会と連携して、ボランティア等の自然体験や交流活動などを積極的に推進する。

(3) 人権尊重の精神を基盤に、個々の発達段階や特性などに配慮しながら、性に対する意識・心情・態度の育成に努める。また、薬物乱用防止に対する関心を高め、理解を深めさせるとともに、的確に対応

できる実践力を身に付けさせる。

(4) いじめ、不登校など、幼児・児童・生徒の多様な健全育成上の課題に対応し、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるため、家庭や関係機関との密接な連携を図るとともに、学校における教育相談機能の充実を図る。

(5) 基本的な生活習慣の確立、ヘルスプロモーションの理念に基づいた健康の保持増進、体力・運動能力の向上を図るため、積極的に家庭・地域社会と連携を図り、意図的・継続的に実効性のある取組みを推進する。

(6) 生涯にわたって健康な生活が送れるように、学校と家庭及び地域社会の連携のもとに、食育の充実を図ることで、心と体の健康づくりを推進する。

(7) 災害などに対して、家庭・学校・地域社会との連携の在り方を明確にした防災・防犯体制や危機管理体制の確立を図り、「子ども安全ボランティア」や「地域安全協議会」などを活用して、幼児・児童・生徒の安全確保に努める。

(8) 小学校と中学校の生活指導について、校内の組織的な対応を工夫するとともに、小中連絡協議会等を通じて連携を図る。

(9) 環境教育の推進を図り、児童・生徒が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に関心をもち、自ら解決に向けた具体的な行動をとることのできる力を育てる。

基本方針 4 市民の教育参加と学校経営の改革の推進

時代の要請や市民の期待に応える教育を充実し、家庭・学校・地域社会との協働とすべての市民の教育参加を進めていくために、市民感覚と地域の特性を重視した教育行政を展開し、地域のコミュニティの核としての学校づくりを推進する。

(1) 府中版コミュニティ・スクールの設置に向けて、学校運営連絡協議会の発展・充実を図り、保護者や市民の参画による開かれた学校づくりをより一層推進する。

(2) 学校教育の改善を図り、学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援するため、第三者評価の実施など、学校経営計画に基づく教育活動の取組みや成果などを評価・検証する体制づくりを推進する。

(3) ライフステージに応じた教師力の向上を図るため、組織的・機能的な学校経営に努め、教育体制の充実を図る。

(4) 質の高い教育が提供できるよう、法定研修制度等を効果的に活用し、確固たる教育理念と児童・生徒観をもつ人間性豊かな教員を養成する。

(5) 展示更新が進められている郷土の森博物館をはじめ、美術館、図書館、生涯学習センター、スポーツ施設等の活用で、地域の施設や経験豊かな人材など多様な教育資源の有効活用の推進に努める。

基本方針 5 多様な学習機会を提供する 生涯学習の拡充

いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたって学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に参加でき、より豊かで主体的な学習活動が展開できるよう、学習活動の場、多様な学習機会と情報提供の充実を図る。

(1) 市民がそれぞれのライフステージに合わせて自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動がしやすい環境づくりを推進するとともに、生涯学習情報提供の充実を図る。

(2) 生涯学習、社会教育・公民館講座、セミナーの充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動の成果の発表の場として、生涯学習フェスティバル、芸術文化祭などの事業を拡充する。

(3) 多くの市民が積極的にスポーツ活動に参加し、豊かなスポーツライフを営むことができるよう、スポーツやレクリエーション事業の充実を図るとともに、市民の自主的な活動を支援する。

(4) 古代に武蔵国の国府所在地だった府中市の、その長い歴史の中で培われてきた有形・無形の文化財を保存、活用して未来に継承することにより、ふるさと府中の意識の醸成を図る。



(5) 優れた芸術に親しむことのできる美術鑑賞の機会を充実するとともに、美術の学習、創作及び発表を支援する教育普及事業の推進に努める。

(6) 生涯学習を支える地域の情報拠点として、市民の生活課題解決に役立つ図書館機能の充実を図るとともに、地域、家庭、学校と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。

**基本方針 6**  
**総合的な地域教育力の向上と「学び返し」の推進**

生涯学習活動で培った能力や様々な分野における専門的な知識・技能をもった人材の活用を図るため、ジュニア・ミドル・シニア世代を相互につなぐ学習機会を拡大し、「学び返し」を進める人材の発掘・養成により、地域で生かせるようにする。

- (1) 子どもたちの健やかな成長をはぐくむため、家庭教育支援事業を推進する。
- (2) 青少年が自主的に活動し、社会参加できる環境づくりを推進する。
- (3) 生涯学習施設、大学、各種学校、及びNPO・ボランティアなど、地域の学習資源を生かしながら、市文化施設や各大学との連携講座などを実施し、生涯学習ネットワークづくりを推進する。
- (4) 市民の学習内容や求めに応じた講師・指導者の派遣を行うために、生涯学習サポーターや地域の担い手(ファシリテーター)など、すぐれた人材の発掘や育成を行うとともに、人材活用システムの整備・充実を図る。
- (5) 学習の成果を生かす市民活動を促進するため、ファシリテーター養成講座及びサポーター養成講座の充実とともに、生涯学習フェスティバルなどでの実行委員会開催や体験活動、生涯学習ボランティア企画講座、市民企画講座など、市民との協働の場の整備を図る。
- (6) 市民の自主的な学習、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動を支援し、コミュニティの輪を広げ、地域社会の活性化を促進する。

4月研修会・委員会等予定	日	曜	研修会・委員会等	会場	研修内容等
	4	月	初任者等研修(開講式)	教育センター	全体会
	11	月	特別支援学級代表者会	教育センター	全体会・分科会
	14	木	教務主任会	教育センター	全体会・分科会
	15	金	授業力アップ研修	教育センター	全体会
	18	月	生活指導主任会	教育センター	全体会・分科会
	19	火	新任・転入校長、副校長研修	教育センター	講義等
	20	水	理科指導支援員研修	教育センター	研修会・安全な実験の実施
	22	金	進路指導主任会	教育センター	全体会
	26	火	初任者等研修	教育センター	講義・演習
	26	火	食育推進委員会	教育センター	全体会・分科会



ある焼き肉チェーン店では、客へのサービス向上のために抜き打ちで「覆面評価」を行っている。その評価内容に驚かされる。例えば、

◇客が入店してから店員があいさつするまで5秒以内か

◇オーダーから飲み物は3分、食べ物5分以内で提供できたか

◇ビールは、泡対ビールが3対7であるかなどだ。

覆面評価者は、どの店でもこの基準でチェックし、即時に結果をフィードバックしている。

私は「いつでも」「どの店でも」同チェーン店の素早い対応と店員の明るさに満足させられているが、それもこの事実を知って納得させられた。

ところで、各校の教室でも日々、意図的に評価が行われている。教員は、子供たちの学習状況に対してねらいに照らして評価し、フィードバックしている。評価を通して子供たちの変容を促しているのである。

**攻めの評価**  
**—指導と評価の一体化—**

新学習指導要領における評価の目的は、教員自身が自己の指導の効果や子供たちの学習の状況を評価し、指導に生かすことを通じて、子供たちに学習内容を理解・習得させることを目指すものである。指導と評価を一体的に考えることで、評価は指導のための手がかりを得る有効な手だてとなる。

特に、指導の途中で子供たちの状況や成果等を把握し、その後の学習を促す形成的評価が重要である。授業の中で、積極的に形成的評価を行えば行動変容に向けて子供たちは動機付けられる。また、活動中心から「学びのある活動」となり、授業の改善につながる。いいことばかりである。

学習評価は、学年の最終的な記録として指導要録へ記録するためのものでもあろう。が、しかし、子供たちを変容させる日常の授業における「攻めの評価」こそ、今求められている。

そのためにも焼き肉チェーン店のように、教科のねらいに基づいた共通の視点で評価を行うことが大切なのは言うまでもない。

(指導主事 国富 尊)

**指導室だよりが  
変わります**

教育部指導室より

次の号から「指導室だより」を刷新し、紙面の充実を図ります。

■主な変更点

○保護者の方に配布します  
これまでは教職員を主な対象にして発行していましたが、より広く情報を提供するため、保護者の皆さんを主な対象として発行していきます。

内容も保護者の皆さんに知らせたい記事を中心に掲載し、親しみやすい「指導室だより」を目指します。

○各学期1回の発行  
今後は各学期に1回発行します。今年度は7月、10月、1月の予定です。

◇ ◇ ◇

引き続き皆様にご愛読いただきますので、よろしくお願ひします。

新しい紙面での発行は

7月です